

平成28年3月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(行ウ)第2号 損害賠償請求住民訴訟事件

口頭弁論終結日 平成28年1月27日

判 決

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、福田富一に対し、1億9659万0956円及びこれに対する平成25年2月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

## 第1 請求

主文同旨

## 第2 事案の概要

本件は、地方公共団体等の不正・不当な行為を監視・是正することを目的として結成された権利能力なき社団である原告が、国の補助金により間接的に取得された財産が競売されたことに関連して栃木県(以下「県」という。)が国に対して補助金の一部に相当する金員を返還したことが違法な公金の支出であるとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、前記支出の当時県知事の職にあった福田富一に対して損害賠償及び遅延損害金の請求をすることを、県知事である被告に対して求めて提起した住民訴訟である。

### 1 関連法令等の定め

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「法」という。)

#### ア 定義

補助金等とは、国が国以外の者に対して交付する補助金、負担金(国際条約に基づく分担金を除く。)、利子補給金その他相当の反対給付を受けな

い給付金であつて政令で定めるものをいい(法2条1項),補助事業等とは,補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいい(同条2項),補助事業者等とは,補助事業等を行う者をいう(同条3項)。

間接補助金等とは,国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で,補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし,かつ,当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの等をいい(同条4項),間接補助事業等とは,間接補助金等の交付等の対象となる事務又は事業をいい(同条5項),間接補助事業者等とは,間接補助事業等を行う者をいう(同条6項)。

#### イ 補助金等の交付の条件

各省各庁の長は,補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては,当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り,その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる(法7条2項)。

#### ウ 決定の取消し及び補助金等の返還

各省各庁の長は,補助事業者等が,補助金等の他の用途への使用をし,その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反したときは,補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる(法17条1項)。

各省各庁の長は,補助金等の交付の決定を取り消した場合において,補助事業等の当該取消しに係る部分に関し,既に補助金等が交付されているときは,期限を定めて,その返還を命じなければならない(法18条1項)。

#### エ 財産の処分の制限

補助事業者等は,補助事業等により取得し,又は効用の増加した政令で定める財産を,各省各庁の長の承認を受けないで,補助金等の交付の目的

に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，又は担保に供してはならない（法 22 条本文）。

ただし，補助事業者等が法 7 条 2 項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合は，この限りでない（法 22 条ただし書，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「施行令」という。） 14 条）。

(2) 栃木県補助金等交付規則（以下「県規則」という。）

ア 定義

補助金等とは，県が国及び都道府県以外の者に対して交付する補助金，利子補給金，負担金その他相当の反対給付を受けない給付金をいい（県規則 2 条 1 項），補助事業等とは，補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいい，補助事業者等とは，補助事業等を行う者をいう（同条 2 項）。

イ 財産処分の制限

補助事業者等は，補助事業等により取得し，又は効用の増加した不動産及びその従物等を，知事の承認を受けないで，補助金等の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け又は担保に供してはならない（県規則 24 条）。

(3) 宇都宮市補助金等交付規則（以下「市規則」という。）

ア 定義

補助金等とは，宇都宮市（以下「市」という。）が交付する補助金，利子補給金，事業共催の場合の負担金その他市長が指定する相当の反対給付を受けない給付金をいい（市規則 2 条(1)），補助事業等とは，補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいい（同条(2)），補助事業者とは，補助事業等を行う者をいう（同条(3)）。

イ 財産の処分の制限等

補助事業者は，補助事業等により取得し，又は効用の増加した不動産及

びその従物等を，市長の承認を受けないで，補助金等の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，又は担保に供してはならない（市規則20条1項）。

2 前提事実（ただし，証拠が掲げられていない事実は，当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 原告は，地方公共団体等の不正・不当な行為を監視し，これを是正することを目的として結成された権利能力なき社団である。

イ 県は，法にいう補助金等を直接又は間接にその財源の全部または一部とし，かつ，当該補助金等の交付の目的に従って給付金を交付する普通地方公共団体である。

ウ 被告は，県の知事であり，地方自治法242条の2第1項4号の執行機関である。

エ 福田富一は，平成24年2月15日当時，県の知事であった者である。

(2) バイオマスの環づくり事業

平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され，バイオマスの利活用には，地域の特性や利用方法に応じ，多様な展開が期待されることから，地域で発生・排出されるバイオマス資源をその地域でエネルギー，工業原料，材料，製品へ変換し，可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築する（以下「バイオマスの環づくり事業」という。）ため，平成17年，県において，バイオマスの利活用の推進を図るための資金に充当するための補助金の交付を実施することとなった（甲29）。

市は，事業系生ごみの再資源化システムを構築し，再資源化の確実な普及・定着を図ることを目的に，株式会社エコシティ宇都宮（以下「エコシティ」という。）を事業実施主体として，高速堆肥化施設の整備，設置等を内容とするバイオマス利活用地区計画を策定した。

(3) 補助金の交付

国は、県に対し、平成18年10月18日までに、バイオマスの環づくり交付金実施要綱に基づき、平成17年度バイオマスの環づくり交付金のうちのバイオマス利活用整備交付金として、合計2億6113万8000円を交付した（以下「国庫補助金」という。）。

県は、市に対し、同日までに、平成17年度バイオマスの環づくり事業費補助金として、前記同額を交付した（以下「県補助金」という。）。

市は、エコシティに対し、同日までに、宇都宮市バイオマス利活用補助金として、前記同額を交付した（以下「市補助金」という。）。

県補助金は国庫補助金を、市補助金は県補助金をそれぞれ財源とするものである。

#### (4) エコシティによる担保権の設定

平成18年6月5日、エコシティは、バイオマスの環づくり事業に係る堆肥化施設（以下「本件不動産」という。）に担保権を設定するため、市に対し、バイオマスの環づくり事業を行うに当たって本件不動産を担保に供して融資を受けることが判明したため関係書類を添付する旨の市補助金交付決定変更の承認を求める申請をし（甲29）、市は、同日、県に対し、同趣旨の県補助金交付決定変更の承認を求める申請をし、県は、同月6日、国に対し、同趣旨の国庫補助金交付決定変更の承認を求める申請をした。

前記各申請に対し、国は、同月8日、県に対し、変更を承認し、県は、同日、市に対し、変更を承認し、市は、同日、エコシティに対し、変更を承認した（甲29）。

平成18年8月10日、本件不動産に根抵当権が設定された（甲29）。

#### (5) エコシティに対する担保不動産競売手続の開始とその後の経緯

エコシティは、平成18年8月に堆肥化施設の稼働を開始したものの、平成20年10月にその操業を停止した。

そして、平成21年12月25日、本件不動産に対する担保不動産競売の

申立てがされて、平成22年1月20日、同開始決定がされた。

平成23年5月12日、エコシティは、市に対し、市規則20条に基づく財産処分の承認の申請をし、市は、同月13日、県に対し、県規則24条に基づく財産処分の承認の申請をした。県は、同日、国に対し、法22条に基づく財産処分の承認の申請をした。

前記各申請に対し、国は、県に対し、同月17日、国庫補助金の返還を条件として財産処分を承認した（以下「本件承認」という。）。県は、市に対し、同月18日、県補助金の返還を条件として財産処分を承認した。市は、エコシティに対し、市補助金の返還を条件として財産処分を承認した。

同年9月30日、前記担保不動産競売の手続により、本件不動産が売却された。

#### (6) 補助金返還の請求等

ア 国が、平成24年1月27日、県に対し、国庫補助金の一部に相当する金員1億9659万0956円（以下「国庫補助金相当額」という。）の返還を求めたところ、県は、これに応じて、同額の金員を同年2月15日に国に返還した。

イ 県は、前記返還に先立つ平成24年2月1日、市に対し、県補助金の一部に相当する金員1億9659万0956円（以下「県補助金相当額」という。）を同月15日までに返還するよう求めたが、現在に至るまで、市は、前記金員を県に返還していない。また、エコシティも、市補助金を市に返還していない。

ウ 県は、市に対し、前記県補助金相当額の支払を求める訴訟を提起したが、第1, 2審とも県の請求が棄却され（宇都宮地方裁判所平成24年（ワ）第410号、東京高等裁判所平成27年（ネ）第1842号）、県が上告中である（甲29, 乙9, 弁論の全趣旨）。

### 3 争点

- (1) 県がした国庫補助金相当額の返還は違法か（法的根拠の有無）。
- (2) 国庫補助金相当額の返還により県に損害が発生したか。
- (3) 福田富一に過失が認められるか。

#### 4 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1)（県がした国庫補助金相当額の返還は違法か）について

（原告の主張）

ア 法22条は間接補助事業者等がする財産の処分には適用されない

法22条は、補助事業者等が補助事業等により取得した財産の処分について制限を課す規定であり、間接補助事業者等が間接補助事業等により取得した財産の処分について規律するものではない。

したがって、間接補助事業者等であるエコシティが間接補助事業等により取得した財産の処分については、同条は適用されず、国が県に対して同条に基づく財産処分の承認をすべき法的根拠はないし、本件承認に付された国庫補助金相当額の納付を条件とする部分も法的根拠を欠く。

イ 担保権実行の際に法22条の承認は不要である

本件不動産に係る担保権が実行されて競売により売却される場合は、補助事業者等の意思によるのではなく担保権者の意思により行われるのであるから、法22条にいう財産の処分には当たらない。

また、担保権実行による売却についての規制は、法22条の「担保に供」することの規制に包含される。すなわち、担保権を設定する時点で、担保権の実行による財産の移転のおそれを踏まえて承認をするか否かの判断をしているのである。

本件においては、本件不動産に担保権を設定する際、国は、県の交付金対象物件を担保に供したい旨の国庫補助金交付決定変更の承認を求める申請に対して承認をしているのであるから、当該担保権が実行される際に改めて国の承認を得る必要はない。

ウ 前記ア及びイに反して、法 22 条に基づいてされた本件承認には法の解釈適用を誤った重大かつ明白な違法があるから、本件承認及びこれに付された条件はいずれも無効であり、これに基づく国庫補助金相当額の返還は違法である。

本件承認は、法 17 条に基づく補助金交付決定の取消し及び法 18 条に基づく補助金返還命令という手続を取ることなく、国が県から国庫補助金相当額の返還を受けるための方策として、形式的に法 22 条の手続を利用したものにはほかならない。

エ 先行行為が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合には、これを前提とする公金の支出は違法となる。

本件承認及びこれに付された条件は重大かつ明白な違法がある無効なものであるから、これに合理性がないこと及び予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在することは明らかである。したがって、これに基づく公金の支出は違法となる。

(被告の主張)

ア 法 22 条は間接補助事業者等がする財産の処分にも適用される

間接補助事業者等の財産の処分も補助事業者等の財産の処分と同一の制限を受けるというにとどまらず、間接補助事業者等及び補助事業者等の財産の処分と事業実施主体の財産の処分とは同視される。したがって、担保権実行の際、国は法 22 条に基づき県に対して財産の処分を承認したものであり、当該手続は適法である。

イ 担保権実行の際に法 22 条の承認は必要である

(ア) 法は、補助金交付決定の附款において補助金等による取得財産又は効用増加財産を効率的に使用する義務を課し得ることとしているほか、法 22 条において、これらの取得財産等を補助目的に反して処分すること

を原則として禁止することとし、これらの補助金行政関係終結後の処分制限を通じて補助目的の達成を図ることとしたものである。

財産を一定の期間補助金の目的に沿って使用することを確保しようとする法の趣旨等からすれば、担保権設定に際して法22条に基づく承認をした後に、担保権実行による所有権移転があれば改めて同条に基づく承認が必要と解すべきである。

- (イ) 法22条は、補助金制度における受益者である補助事業者等の義務を定めるものであり、また、同条に基づき定められた「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」(甲14。以下「承認基準」という。)3条2項においては、農林水産大臣は承認をするときは所定の承認条件を付した上で承認を行うものと規定されているが、補助事業を中止する場合は改めて財産処分承認手続を必要とし、国庫納付を承認条件としている。

さらに、承認基準において、道路の拡張等の補助事業者等自身の責めに帰さない事情等によるやむを得ない取壊しが財産処分の一つとして挙げられていることから、補助事業者等の意思によらない場合であっても法22条の適用があると解すべきである。

また、農林水産省では、「担保」に係る処分区分について「補助残融資のため」としており、資金繰り等のための資金調達の対象とせず、補助対象財産を取得するために必要な資金調達をする場合に限定した上で、「本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと」を承認条件としており、担保権実行により補助対象財産の所有権が移転し補助目的の遂行ができなくなるようなケースを前提としていない。したがって、担保権が設定された補助対象財産の所有権が担保権の実行により移転し、補助事業が中止される場合は、改めて財産処分承認手続が必要とされる。

- ウ 補助金交付決定は行政行為に当たるところ、補助金行政関係終結後の取

得財産等の補助目的外処分の承認も行政行為であるとみるのが合目的的であり、これに「補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること」等の条件を付することも可能である。

エ 前記アからウまでのような行政解釈はこれまでもなされている上、国も、本件に関して、前記行政解釈を前提に、本件不動産の担保権実行時に法22条による承認が必要であるとともに、当該承認に付された条件によって補助金返納の義務が生じるものである旨の見解を示している（乙1）。

オ 以上によれば、法22条に基づく本件承認は適法なものであって、これに附款として付された条件によって県に国庫補助金の返納義務が生じており、国庫補助金相当額の返還は、前記返納義務を履行したものであるから、適法である。

カ 地方自治法242条の2第1項4号に定める住民訴訟において損害賠償責任を問うことができるのは、先行する原因行為に違法事由が存在する場合であっても、当該原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解すべきである。

原告は、本件承認の申請について縷々主張するが、損害賠償責任を生じさせるのは、普通地方公共団体に損害を被らせる財務会計上の行為である公金の支出であり、長が阻止すべき対象たる財務会計上の行為もそれである。

(2) 争点(2) (国庫補助金相当額の返還により県に損害が発生したか) について  
(原告の主張)

ア 本件承認に付された条件に基づき県が国に国庫補助金相当額を返還したこと自体により県に損害が発生している。仮に県が国に対して当該補助金相当額について返還を求めることができる場合であっても、同様である。

イ そもそも、本件において法22条が適用されることはないのだから、こ

れに基づいて財産処分の承認の行われなかったとしても、それ自体が県の国に対する義務違反になることはなく、法17条に基づく補助金交付決定の取消しの要件を満たすものではない。

また、仮に他の原因によって県が国に対して国庫補助金相当額の返還義務を負うこととなったとしても、そのことによって、本件の損害の発生及び相当因果関係の存在が否定されることにはならない。

なお、本件では、法17条に基づく補助金交付決定の取消し及び法18条に基づく補助金返還命令がされるか否かは不確定だった上に、法17条により国庫補助金交付決定が取り消され、法18条に基づく補助金返還命令がされたとしても、同条3項に基づいて返還命令の取消しがされる余地もある。

(被告の主張)

- ア 県は市に対して県補助金相当額の返還を求める別件訴訟を提起しているし、仮に本件承認及びこれに付された条件が無効なのであれば、県は国に対して不当利得返還請求ができるのであるから、いずれにしても県に損害は発生していない。
- イ 本件承認に付された条件に基づく国庫補助金相当額の返還をしなくとも、法17条に基づく補助金交付決定の取消し及び法18条に基づく補助金返還命令により、県は国に対して実際の納付額よりも高額な補助金の返還を余儀なくされる場所であったことから、県には損害及び相当因果関係がないというべきである。

(3) 争点(3) (福田富一に過失が認められるか) について

(原告の主張)

ア 財務会計上の行為の違法

- (ア) 本件では、県は、農村振興課長の専決で支出負担行為、支出命令を行い、その他担当者らによる手続を経て、国に対して国庫補助金相当額の

納付をした。

支出負担行為は法令上又は予算上の根拠を要し、これらの定める目的・金額に適合することも要求されている（地方自治法232条の3）。

本件承認は無効なものであるから、これに付された条件に基づいて農村振興課長らの行った支出負担行為、支出命令及びそれに基づく支出も違法である。

(イ) さらに、本件における支出負担行為、支出命令及びこれに基づく支出は栃木県財務規則（甲28）4条ただし書の「当該専決事項が重要若しくは異例」な場合に該当するのであるから、知事の決裁又は副知事若しくは部長の専決を受けなければならなかったというべきである。そうすると、農村振興課長には国庫補助金相当額の返還についての支出負担行為、支出命令を専決で行う権限がないにもかかわらず、同人の専決で行われた支出負担行為、支出命令には重大な違法がある。

#### イ 福田富一の過失

市、県及び関東農政局の打合せの際、市は県に対して県補助金相当額の返還について疑義を示しており、県は、エコシティから市への市補助金の返還が困難であること及び市からの県補助金相当額の納付が受けられないおそれがあることを認識していたのであるから、福田富一は、県知事として、国に対する国庫補助金相当額の返還に関して、指揮監督権を行使し、返還義務等の法律上の問題を調査、検討して国庫補助金相当額の返還という違法な公金の支出を阻止すべき義務を負っていたというべきである。

しかし、福田富一は、自ら当該補助金問題を認識しながらも、職員に対する指揮監督義務を怠り、漫然と担当職員に違法な支出負担行為を行わせ国庫補助金相当額を国に返還せしめたのであるから、指揮監督上の過失が認められる。

(被告の主張)

ア 競売による売却に当たり法 22 条を適用すること及び間接補助事業者等に法 22 条を適用することを肯定した前提で行政実務が繰り返され、いずれについてもこれを否定する明確な判例、学説がないのであるから、仮に本件の担保権実行時に改めて法 22 条に基づく財産処分の承認を要すると解する関東農政局の解釈が誤りだったとしても、被告に指揮監督上の過失は認められない。

イ(ア) 予算執行職員の権限に属する事務を執行するに当たり実質的責任を有する者が賠償責任を負うべきであるとして設けられた地方自治法 243 条の 2 第 1 項後段においては、予算執行職員の賠償責任には「故意又は重大な過失」が要件とされている。仮に、本件の担保権実行時に改めて法 22 条に基づく財産処分の承認を要すると解する関東農政局の解釈が誤りであったとしても、本件における予算執行職員である農村振興課長に故意又は重大な過失はない。

イ(イ) 県としては、国庫補助金相当額の返還は、他の間接補助事業者等における財産処分に伴う返還事例と同様に、事業主体であるエコシティから間接補助事業者等である市、市から補助事業者等である県、県から国という順で行われるものと考えていたが、同時に、国との協議などにおいて、補助金相当額の返還は事業主体からの弁済等が前提となっておらず、エコシティに返還能力がない場合にも、市や県が自己負担で返還をすることが前提となることなどが、繰り返し説明されていた。

県は、財産処分承認手続を検討するにあたって、関東農政局との協議等のみでなく、他県における同種事例の聞き取りや補助金適正化法の解釈等についての調査検討を行い、エコシティへの売却実施通知を受けて、その後の対応を検討する際、関東農政局から県に対して、所有権の移転までに法 22 条による財産処分の承認手続を行わない場合には、義務違反として法 17 条及び 18 条の手続となること、その場合には返還額や

延滞金が高額になる上、その後の県に対する交付金業務に支障が及ぶ可能性があることなどについて繰り返し説明があり、県としては、法18条に基づく補助金返還命令がされた場合には返還免除になった事例がないことも確認していた。

これらを踏まえた上で、県、市及びエコシティの三者で協議を行い、事業主体であるエコシティが事業の継続を断念し、自ら補助事業を中止することを判断して財産処分の承認申請を行ったものであり、同手続は適正なものであった。

(ウ) そうすると、福田富一には当該支出を違法と認識すべき事情があったとはいえず、指揮監督上の過失はない。

ウ 国庫補助金相当額の返還は、栃木県財務規則（甲28）4条本文，別表第3の「償還金，利子および割引料」に当たるものとして，全額について課長専決とされている。

さらに、本件においては、適宜、知事や副知事に報告等を行っており、返納を行った際にも知事、副知事に対して事前に口頭で説明を行い、了解を取っていたものであるから、仮に内部的な事務処理方法である専決にかかる定めが形式的に反していたからといって、それが重大な違法となるものでもない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1) (県がした国庫補助金相当額の返還は違法か) について

(1) 法22条の承認に国庫補助金相当額の全部又は一部の返還を義務付ける条件を付すことについて

法22条ただし書，施行令14条，法7条2項によれば，補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合であって，当該補助金等の交付の目的に反しない場合は，法22条の承認に際して，補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の

条件を付すことができる」と解される。

したがって、一定の場合、法22条の承認に、国庫補助金の全部又は一部の返還を義務付ける条件を付すことは可能である。

(2) 法22条が間接補助事業者等がする財産の処分に適用されるかについて

ア 本件におけるバイオマスの環づくり事業の枠組みは、国庫補助金を財源とする県補助金を県が市に交付し、県補助金を財源とする市補助金を市がエコシティに交付し、エコシティが事業を行うというものである。

イ 法において、補助金等（法2条1項）は国が国以外の者に対して交付するものであるから、国庫補助金は補助金等に当たる。また、間接補助金等（同条4項）とは、国以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源とするものであるところ、市補助金は、国以外の者である市が国庫補助金を間接の財源としてエコシティに対して交付する給付金である。そうすると、市補助金は、間接補助金等に当たる。そして、間接補助事業等（同条5項）とは、間接補助金等の交付等の対象となる事務又は事業をいうのであるから、エコシティが行う事業は、間接補助事業等に当たり、本件においては、エコシティは間接補助事業者等（同条6項）に当たる。

ウ 法22条は、補助事業者等が補助事業等により取得等した財産の処分について制限を課す規定であり、間接補助事業者等が間接補助事業等により取得等した財産の処分について直接に規律するものではない。また、法においては、補助金等は国が主体となって交付するものであり、間接補助金等は国以外の者が主体となって交付するものであるから、補助金等と間接補助金等は、上位、下位の関係にある用語ではなく、それぞれ独立した概念を規定する用語である。したがって、

補助金等の交付を受ける主体である補助事業者等と間接補助金等の交付を受ける主体である間接補助事業者等についても、それぞれ独立した概念を規定する用語である。そうすると、法は、間接補助事業者等が間接補助事業等により取得等した財産の処分について制限を課すか否かについては直接に規律しておらず、むしろ、補助事業者等が間接補助金等を交付するに当たってどのように規律するかを委ねているものと考えられる。

したがって、法22条は、間接補助事業者等がする財産の処分には適用されない。

エ よって、間接補助事業者等であるエコシティがする財産の処分について法22条は適用されないのであるから、本件承認は法22条に基づくものとはいえない。

(3) 担保権実行の際に法22条の承認が必要かについて

ア 法22条は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して「担保に供」する場合は各省各庁の長の承認を受けることを求めている。

文理解釈上、「担保に供」とは、担保権を設定することを意味するといふべきである。

また、同条は、補助事業者等が主体となって行う財産の処分を制限することにより補助目的の完全な達成を図ろうとするものであって、担保権者が主体となって行う行為である担保権の実行についてはその枠外にあるし、実質的にも、担保権実行のリスクは、担保権設定の際に既に織り込まれているといふべきである。

イ 本件承認は、既に根抵当権が設定された本件不動産について担保不動産競売手続が開始されたことを受け、担保権の実行により本件不動産の所有権が移転することについて法22条に基づいてしたとされて

いる。しかし、アで述べたとおり、担保権の実行は、法22条の「担保に供」する場合に含まれない。

なお、本件において、県は、平成18年6月6日、本件不動産に担保権を設定するため、国に対し、国庫補助金交付決定変更の承認を求める申請をし、国は、同月8日、県に対し、当該変更を承認している。したがって、国は、前記変更を承認した時点で、本件不動産にかかる担保権実行のリスクを承認しているというべきである。

ウ よって、担保権実行の際に法22条は適用されないのであるから、本件承認は法22条に基づくものとはいえない。

#### (4) 小括

以上によれば、本件承認は、これを要するものと解すべき法令上の根拠がないから、法律上の根拠に基づいて法律関係を形成・消滅させる行政行為には当たらないし、本件承認に附款として付された国庫補助金の返還を条件とする部分についても、その効力を認めることはできない。

そうすると、国庫補助金相当額の返還については、そもそも法令に基づく支出原因が存在しない（地方自治法232条の2）こととなるのであるから、国庫補助金相当額の返還は当然に違法である。

#### (5) 被告の主張について

被告は、先行行為である本件承認の違法を論じても、財務会計上の行為である国庫補助金相当額の返還が当然に違法とはならない旨を主張する。

しかし、前述したとおり、本件承認は法令の根拠がない無効なものであって、法令に基づく支出原因と見ることはできない。すなわち、そもそも先行行為が無効なのであるから、かかる場合は、当然に国庫補助金相当額の返還という支出行為は違法となる。

したがって、被告の上記主張には理由がない。

#### 2 争点(2)（国庫補助金相当額の返還により県に損害が発生したか。）について

- (1) 国が、平成24年1月27日、県に対し、本件承認に付された条件に基づいて国庫補助金相当額である1億9659万0956円の返還を求め、県がこれに応じて同年2月15日、国に対して同額を返還したのであるから、これによって上記同額の損害が県に発生したといえることができる。
- (2) 被告は、別件訴訟を提起していること、また、仮に本件承認及びこれに付された条件が無効なのであれば、県は国に対して不当利得返還請求ができることから、損害は発生していないと主張する。

しかし、別件訴訟は第一審及び第二審で県の請求が棄却されて、県が上告中であるし、県が、市から県補助金相当額について返還を受けたと認めることもできない。

また、県が国に対して不当利得返還請求をするか否かは県の判断に委ねられており、かつ、本件訴訟の口頭弁論終結時点で、県は、国に対して不当利得返還請求をしていない（弁論の全趣旨）。

そうすると、国庫補助金相当額が県から国に返還されたままである以上、これによって返還額と同額について県に損害が発生し、かつ、それが填補されていないとみるべきである。

したがって、被告の上記主張には理由がない。

- (3) また、被告は、本件承認に付された条件に基づく国庫補助金相当額の返還をしなくとも、法17条に基づく補助金交付決定の取消し及び法18条に基づく補助金返還命令により、県は国に対して実際の返還額よりも高額な補助金の返還を余儀なくされる場所であったから損害及び因果関係がないと主張する。

しかしながら、前記1のとおり、本件不動産について担保権が実行されるに際して法22条に基づく承認は不要であるから、前記担保権の実行が法令違反の問題を生ずることはなく、したがって国庫補助金について法17条所定の交付決定の取消しの要件はなかったのであるから、被

告の主張は前提を欠き、失当である。

3 争点(3) (福田富一に過失が認められるか。) について

(1) 自己の権限に属する財務会計上の行為を補助職員に専決により処理させた者の責任について

ア 地方自治法242条の2第1項4号にいう「当該職員」とは、当該訴訟においてその適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして右権限を有するに至った者を広く意味する（最高裁判所昭和62年4月10日第2小法廷判決・民集41巻3号239頁）。そして、地方公共団体の長は、訓令等の事務処理上の明確な定めにより、その権限に属する一定の範囲の財務会計上の行為を予め特定の補助職員に専決させることとしている場合であっても、右財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている以上、右財務会計上の行為の適否が問題とされている住民訴訟において、「当該職員」に当たる（最高裁判所平成3年12月20日第2小法廷判決・民集45巻9号1455頁参照）。

イ 地方公共団体の長は、専決を任された補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により右補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限り、普通地方公共団体に対し、右補助職員がした財務会計上の違法行為により当該普通地方公共団体が被った損害につき賠償責任を負う（前記平成3年12月20日の第2小法廷判決参照）。

(2) 前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 県は、平成22年1月29日、本件不動産の担保不動産競売開始決定がされていること及びこれに基づく差押えの登記がされていることを認識した（甲22、乙2・4頁。なお、乙2、3の頁数は1丁目の

表紙と2丁目の宣誓書を除いている。以下同様である。)

イ 国(農林水産省)の機関である関東農政局は、平成23年3月2日、県に対し、エコシティが平成22年10月に既に操業を停止していたことから、バイオマスの環づくり事業を中止して法22条に基づく財産処分の承認の申請をするのか、法17条及び法18条により国庫補助金の返還命令を受けるのか、これらの対応策について市と相談するよう指示した(乙2・8頁、乙3・8頁、同9頁)。

ウ 県は、平成23年3月3日、市から、エコシティへ売却実施処分の決定通知が届いたことの報告を受けたため、同日、関東農政局に対し、その旨を報告した。これに対して、関東農政局は、同月4日、県に対し、エコシティに関して今後想定されることの報告を求め、さらに、同月7日、以下の指示をした(甲22、乙3・9頁)。

(ア) エコシティの事業継続に向けた指導・支援を続けていくこと。

(イ) エコシティからの事業中止の届出を待つ期限の検討とこれを踏まえたスケジュール等を作成すること。

(ウ) エコシティが資金提供者との間で資金提供契約ができない場合は国庫補助金の自主返納の可能性を検討すること。

エ 関東農政局は、平成23年3月4日頃、県に対し、本件不動産の所有権が移転される前に法22条の財産処分の承認申請を行えばその手続に入り、国庫補助金のうち残存簿価相当分を国庫納付してもらうことになるが、同条に基づく手続をしないで本件不動産の所有権が移転した場合は法令違反があったものとして法17条による交付決定の取消し及び法18条により国庫補助金の全額相当額について返還命令を出すという手続に切り替えていくことを説明し、まずは法22条による財産処分の承認申請を行うよう求めた(乙2・8頁、乙3・8頁から11頁まで、同18頁、同20頁、弁論の全趣旨)。

オ 関東農政局は、平成23年3月16日、県に対し、バイオマスの環づくり事業の実施が困難であると考えられるため、今後の同事業実施方針について至急報告するよう求める事務連絡を発した(乙6)。

カ 県の担当者は、エコシティについて、以下(ア)から(ウ)の対応案を検討し、平成23年3月17日、これらを知事である福田富一に説明した(甲22, 25, 弁論の全趣旨)。

(ア) 法22条に基づく財産処分の承認の手續により、目的外使用を理由として、市からの資金提供により国庫補助金相当額の自主返納を行うこと。

(イ) 法17条により国庫補助金の交付決定の取消しを受け、市から補助金の返還を受けること。

(ウ) 市が本件不動産の競売に参加して落札して、事業を継続すること。

キ 県は、平成23年3月17日までに、本件不動産の競売に係る開札期日が同年5月24日であることを認識していた。また、県は、エコシティが、平成22年11月から交渉を継続している資金提供候補者との間で、平成23年3月末に資金提供契約を行う予定であると認識していた。(甲22)

ク 県と市は、平成23年3月29日に打合せを行った。この際、県は、市に対し、県で考えられる案はカ(ア)から(ウ)までのとおりであって、カ(ア)及び(イ)は関東農政局からの提案、カ(ウ)は県として考えられる案であること、これらは県知事、副県知事にも報告していることを伝え、市としても対応方針を出すよう指示した。この際に市からされた質問及びこれに対する県の回答は、以下のとおりであった。県の担当者は、同月30日、上記打合せの内容について知事である福田富一に報告した。(甲23, 乙2・9頁, 同10頁, 弁論の全趣旨)

(ア) 市が、県に対し、「エコシティは国庫補助金の流用や他目的利用をした訳ではないのに補助金の返還を求められるのか」と質問したところ、県は、国がエコシティの事業継続を困難と判断し、事業の目的・目標が達

成されない場合、国は補助金の返還を求める姿勢であると回答した。

(イ) 市が、県に対し、事業継続が困難と判断される場合及びその明確な根拠について質問したところ、県は、国としては本件不動産の所有権が移転する時点をひとつのタイミングと考えているようであると回答した。

(ウ) 市は、本件事業の実施に当たり、市に明確な過失はなく、市が事業主体の肩代わりをする理由がないと質問したところ、県は、国から県に補助金返還命令が出された場合、県としては法令等に基づき市に対して返還命令を出すこととなると述べた。

ケ 関東農政局、県及び市は、平成23年4月12日に打合せを行い、県及び市は関東農政局から以下のとおりの指示を受けた。これを受けて、県及び市は、同月14日に協議を行い、調整でき次第関東農政局に報告する旨を回答した。県の担当者は、同月12日、上記打合せの内容について知事である福田富一に報告した（甲24）。

(ア) 県及び市は、それぞれの対応方針を示すこと。

(イ) 今後想定されるケースを整理すること。再建困難と判断した場合でも、まずは「返すこと」を前提に方針を作成すること。

(ウ) 同種の事例について対応事例を調査すること。

(エ) 県及び市の法規担当に相談しておくこと。

コ 関東農政局は、平成23年4月20日、県に対し、法22条の財産処分承認申請手続を行うよう、口頭で指示をした（甲25）。

この際、関東農政局の担当者は、県に対して、法17条による交付決定の取消し及び法18条による返還命令の場合は、法22条の財産処分の承認の手続による場合より返還額が多額になること、法22条の場合は法17条及び法18条による場合よりは免除の可能性があること、県の市以外への交付金事業にも影響があること、エコシティに返還能力がない場合は県又は市が自己負担で返還することも説明していた（甲25、乙2・10

頁から12頁まで、乙3・同20頁)。

サ 県、市及びエコシティは、平成23年4月22日、今後の方針につき協議した。この協議において、エコシティは自主再建を断念し、市に対して財産処分の承認の申請をする方針を決定した(甲25、乙7、乙2・12頁、同13頁)。

県は、この方針について、国に報告した(乙3・10頁)。

シ 県は、平成23年4月28日までに、エコシティに対する今後の対応として、次のとおりの検討を行った上、法22条に基づく財産処分の承認の申請を行うことを決定した(甲25)。

(ア) 法22条に基づく財産処分について

- a 農林水産省内で判断可能な手段である。
- b 実施主体自らが事業中止を判断し、国へ財産処分の承認を求めるものである。
- c 国の承認基準では、国庫補助金のうち残存簿価相当分の返納を条件として承認を受ける見込みである。
- d 関東農政局から送付された同種の2事例では県、市が立て替えて払っており、他の同種事例では、破産などの法的な整理後、市が免除申請を代行し返納が免除されている。

(イ) 法17条の交付決定取消し及び同法18条に基づく返還命令について

- a (ア)の手続を取らずに開札期日を経過した場合、国が法令違反と判断し、交付決定の取消しと補助金の返還命令を行うという手段である。
- b 返還額は、国庫補助金相当額及びこれに対する加算金となる。
- c 県として、補助事業者の監督責任を問われる場合もある。

ス 関東農政局、県及び市は、平成23年9月15日に打合せを行った。同日における県と市の認識としては、法17条による国庫補助金交付決定の取消し及び法18条に基づく同補助金の返還命令を避けるために、国・県・

市が協調して、関東農政局の裁量で対応できる法22条による財産処分の申請を行ったところであって、支払はエコシティに対して弁済を求め、破産等会社整理手続が進んだ場合には、一般債権者として配当要求を行い、配当額をもって返納する、というものであった(甲26)。

同日の打合せの内容としては、納入告知書の発付時期及び国庫補助金返還の免除の可否等であった。同日の打合せの内容については、知事である福田富一は、同日中に報告を受けた(甲26)。

セ 県は、平成23年9月末から平成24年1月末までの間、国庫補助金の返還が免除となる方策について調査を行っていた(乙2・16頁)。

ソ 関東農政局、県及び市は、平成23年12月2日に納入告知書発付の時期等について打合せを行った。同日の打合せの内容については、知事である福田富一は、同日中に報告を受けた。(甲27)

タ 関東農政局と県は、平成23年12月27日に打合せを行った。両者は納入告知書の発付時期について協議を行い、関東農政局は、県に対し、間接補助事業については、原則として地方自治体が立て替えて返還を行っており、国が免除することは難しいと伝えた。同日の打合せの内容については、知事である福田富一は、同日中に報告を受けた。(甲13)

チ 本件承認に係る農村振興課長の認識としては、次のとおりであった

(ア) 担保権の設定の際には、事業の継続という条件が付されるものであり、設定した担保権が実行されて事業が継続できなくなる場合には改めて財産処分の承認の申請の手続を要する(乙2・5頁、同6頁)。

(イ) 法17条で補助金の交付決定を取り消されることには法令違反に当たる等の判断を伴うことに比べ、法22条の財産処分の承認の手続を利用して補助金の返還をすることは珍しいことではないため、間接補助事業者等であるエコシティの財産処分について同条を適用することは可能である(乙2・18頁、弁論の全趣旨)。

ツ 平成24年2月15日にされた県の国庫補助金相当額の返還は、農村振興課長の専決で行われた。

(3) 本件における当てはめ

ア 県は、平成22年1月29日に本件不動産の担保不動産競売が開始していることを認識し、平成23年3月2日には関東農政局からバイオマスの環づくり事業の対応策について、法22条に基づく財産処分の承認の申請をするのか、法17条及び18条により国庫補助金の返還命令を受けるのか検討するよう指摘されていたのであるから、同日の時点で、県において、前記事業について法22条、17条及び18条の適用可能性について検討する契機があったといえる。

イ 県は、平成23年3月3日には、エコシティに売却実施処分の決定通知が届いたことを認識して、これを受けて関東農政局から自主返納も含めた対応策の検討を促され、次いで、同月4日頃にも、関東農政局から、本件不動産の所有権が移転される前に法22条の財産処分の承認申請を行うよう求められているのであるから、同日頃には、県が法22条の財産処分の承認申請を行うべき状況にあるのか、同条の適用可能性を含めた法令の調査や先例の検討を開始すべきであったといえる。

県は、平成23年3月17日までには、本件不動産の競売手続の開札期日が同年5月24日であることを認識しているのであるから、本件不動産の所有権が移転する時期はその頃であり、かかる時期までにはバイオマスの環づくり事業についての対応を確定すべきことを認識していたといえる。

ウ 平成23年3月29日の市との打ち合わせにおいて、県は、市から補助金の返還命令が出されることの根拠を問われているにもかかわらず、国がエコシティの事業継続を困難と判断して事業目的が達成され

ない場合は補助金の返還を求める姿勢であると回答するにとどまっていた。県としては、かかる市の指摘を受けて、法22条、17条及び18条のそれぞれの要件を満たしているのか、さらには関東農政局が提示する法解釈が適切であるのかなどの点について、再度考案する機会があったというべきである。

エ 平成23年4月12日には、国及び市との打ち合わせの際に、国から同種事例についての検討と法規担当への相談を指示されているのであるから、この時点においても法22条の法解釈について調査検討を行い、関東農政局が「法22条は間接補助事業者等に適用され、さらに担保権実行の際にも適用される」ことを前提に法22条の手続を進めるよう指導していること及び県について法17条の要件を満たしていないにもかかわらず法17条の国庫補助金交付決定の取消し及び同法18条の国庫補助金返還命令の発令を示唆していることのいずれについても疑問を呈すべきであったということが出来る。

オ 平成23年4月20日における関東農政局の指示は、「法22条は間接補助事業者等に適用され、さらに担保権実行の際にも適用される」ことを前提として、同条に基づく財産処分の承認の申請を行うよう求めるものであるところ、県は、この指示どおり、法22条に基づく財産処分の承認の申請を行うことを決定し、本件承認を受けている。

しかし、かかる方針を決定するに際して、県として、そもそも「法22条は間接補助事業者等に適用され、さらに担保権実行の際にも適用される」ことが法解釈として正しいのか、さらには法17条に基づく国庫補助金の交付決定取消しの条件を満たしているのかについて調査検討したことはうかがわれない。

カ 福田富一は、少なくとも平成23年3月17日、同月30日及び同年4月12日の時点でエコシティへの対応案について担当者から報告

を受けていることから、法22条、17条及び18条の本件への適用の適否について検討する機会があったにもかかわらず、これに対して疑問を呈したとすらうかがわれない。

キ 本件承認がされた後である平成23年9月15日、同年12月2日及び同月27日の打合せ内容としては、国庫補助金相当額の納入通知書の発付時期を延期すること及び返還の免除を受けられるかどうかの検討に移行しており、本件承認に付した条件に基づいて国庫補助金を返還すること自体の法的な問題点を検討した形跡はうかがわれない。

県において、同年9月末から平成24年1月末までの間に国庫補助金相当額の返還が免除となる方策について調査を行っていたとのことであるが、本件承認に付した条件に基づいて国庫補助金を返還すること自体の法的な問題点を検討したとは認められない。

ク そして、福田富一は、本件承認がされた後である平成23年9月15日、同年12月2日及び同月27日の打合せ内容について各日中に担当者から報告を受けているのであるから、本件承認がされてから国庫補助金相当額を返還した平成24年2月15日までの間にも、被告において、再度、本件承認及びこれに付された条件に基づく国庫補助金相当額の返還に法的な問題点がないか検討する時間と機会があったというべきである。

ケ 以上によれば、農村振興課長がした国庫補助金相当額の返還は財務会計上の違法行為であるところ、福田富一は、これについて、複数回、方針を是正する機会があったにもかかわらずこれをせず報告を受けのみであったのだから、前記違法行為を黙認していたに等しいというべきである。

したがって、福田富一は、県知事として、補助職員である農村振興課長が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反

し、過失により補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったといえる。すなわち、違法な国庫補助金相当額の返還について過失があったというべきである。

(4) 被告の主張について

ア 被告は、県が法 22 条に基づく財産処分の承認手続を行わない場合は、国が法 17 条により国庫補助金の交付決定を取り消し、法 18 条に基づく返還命令を発令すること、返還命令が発令された場合の返還額は補助金全額となり、法 22 条に基づく財産処分の承認手続による場合より高額 of 延滞金が課される上、県に対する交付金業務に支障が及ぶ可能性がある旨関東農政局の担当者から繰り返し説明されており、そのために県が財産処分の承認手続を取ることとしたと主張しており、よって福田富一に過失はないと主張する趣旨と解される。

確かに、県は、平成 23 年 3 月 17 日時点ではエコシティが資金提供候補者との間で交渉中であるとの認識のもと、基本的にはエコシティの弁済によって国庫補助金の返還をすることを検討していたところ、同月 2 日以降、関東農政局から、バイオマスの環づくり事業について再三報告を求められ、前記被告主張のように、法 22 条の手続を行わない場合は法 17 条、18 条の手続をとるなどと繰り返し説明されていた事実は認められる。このようなことから、県としては、関東農政局の意向に従わなければ県に不利益となると考え、法 22 条の手続をとることとしたという主張は理解できないわけではない。

しかし、県は、そもそも間接補助事業者等であるエコシティに法 22 条が適用されるのか、担保権実行の際に法 22 条の要件を満たすのか、さらには法 17 条により国庫補助金の交付決定を取り消されざるを得ない状況にあるのかについての検討を怠り、関東農政局に対してその法解釈及び適用の誤りについて指摘することも自らの方針を是正することもないまま、

関東農政局の指示に従って法22条に基づく財産処分の承認手続を進め、本件承認に付された条件に基づいて国庫補助金相当額の返還をしているのであるから、前記被告主張の事実を考慮しても、福田富一の過失を否定することはできない。

したがって、被告の前記主張には理由がない。

イ(ア) 被告は、国庫補助金相当額の返還は、競売による売却に当たり法22条を適用すること及び間接補助事業者等に法22条を適用することを肯定した前提で行政実務が繰り返され、いずれについても明確な判例、学説がない中で本件承認に付された条件に基づいて行った行為であるため、福田富一に過失は認められないと主張する。

イ(イ) しかし、前述したとおり、間接補助事業者等又は担保権の実行の際に法22条の適用がないという法解釈は文理解釈上自然に導かれるものである。

イ(ウ) また、間接補助事業者等に法22条を適用することを肯定した前提で行政実務が繰り返されたと認めるに足りる証拠はない(乙2、乙3は県及び関東農政局における一担当者の見解を述べるものであり、他にこれを裏付ける客観的な資料はない。)

むしろ、法7条による補助条件はあくまでも補助事業者等を拘束するものに過ぎないことを前提として、補助条件に相当する間接補助条件を補助事業者等に対して間接補助金等の交付決定を行う際に付すべき旨の補助条件を付すことを定めている上、実際に、関東農政局が県に対して国庫補助金の交付決定をする際、間接補助条件を付している(甲2・3頁)ことからすれば、関東農政局においても、間接補助事業者等に法22条の適用がないことを前提としていたということが出来る。

イ(エ) さらに、他の省庁においては担保権実行の際に法22条が適用されないことを前提とした財産処分の承認基準が定められていることから(甲

16から21まで),この点についても明確な法解釈がないということはない。

(オ) 県は、本件承認に先立って、関東農政局から法規担当と相談するよう指示されており、被告の主張としても法令の調査検討を行ったとしているところ、それにもかかわらず、前記法解釈の誤りに気付かず、関東農政局に対して誤りであること又はその可能性について指摘もしなかったことは、福田富一において、補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反したというほかない。

(カ) したがって、被告の上記主張は理由がない。

#### 4 結論

原告の請求における福田富一の責任原因は民法709条の不法行為に基づく損害賠償請求権であるところ、前記1から3までに述べたとおり、農村振興課長が専決で行った国庫補助金の返還は法令の根拠がない違法なものであり、これを行わせた福田富一に指揮監督上の義務違反があると認めることができるのであるから、県は、福田富一に対して不法行為に基づく損害賠償1億9659万0956円を請求することができる。

本件において、原告は、被告に対し、福田富一に対して1億9659万0956円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成25年2月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を付して返還するよう請求することを求めている。原告の請求のうち附帯請求を支払うよう求める部分について、不法行為に基づく損害賠償請求権は不法行為時に遅滞に陥ることとなるから、原告の請求はその一部を支払うよう求める趣旨と解することができる。

以上によれば、原告の請求には理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官

今井

攻

裁判官

杉浦正典

典

裁判官

角田悠貴

貴

(別紙) 当事者目録

宇都宮市若松原三丁目14番2号 秋元照夫税理士事務所内

原	告	市民オンブズパーソン 栃木			
同代表者兼訴訟代理人弁護士		高	橋	信	正
同訴訟代理人弁護士		小	西		誠
同		米	田	軍	平
同		田	中	徹	歩
同		大	木	一	俊
同		若	狭	昌	稔
同		須	藤		博
同		品	川	尚	子
同		川	上		淳
同		浅	木	一	希
同		服	部		有
同		野	崎	嵩	史

宇都宮市塙田一丁目1番20号

被	告	栃木県知事 福田 富一			
同訴訟代理人弁護士		平	野	浩	視
同指定代理人		梁	木	達	夫
同		寺	内		理
同		佐	々	木	信 太 朗

以上

これは正本である。

平成 28 年 3 月 23 日

宇都宮地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 岩 倉 一

